

米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行令の概要について

1 趣旨

第171回国会において、「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」（平成21年法律第25号。以下「法」という。）が制定され（平成21年4月24日公布）、

- ① 農林水産大臣は、米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針を定めること
- ② 新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品の製造事業者（新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造等を行う者が連携事業を行う場合は当該者を含む。）と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の行程の総合的な改善を図る事業に関する計画（生産製造連携事業計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること
- ③ 新用途米穀加工品の原材料に適する稲の新品種の育成を行おうとする者は、新品種を育成する事業に関する計画（新品種育成計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができること

等が定められており、本施行令は、法の施行に必要な事項を定めるものである。

2 政令の内容

（1）農業協同組合等（第1項関係）

生産製造連携事業計画を作成する生産者のうち、法第2条第3項の農業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①農業協同組合、②事業協同組合 等を指定する。

（2）事業協同組合等（第2条関係）

生産製造連携事業計画を作成する製造事業者のうち、法第2条第4項の事業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①事業協同組合、②協業組合、③農業協同組合連合会 等を指定する。

（3）促進事業協同組合等（第3条関係）

生産製造連携事業計画を作成する促進事業者のうち、法第2条第6項の事業協同組合その他の政令で定める法人として、

- ①事業協同組合、②農業協同組合連合会、③消費生活協同組合連合会 等を指定する。

（4）基本方針（第4条関係）

法第3条第1項に基づく基本方針は、「おおむね5年ごとに定める」こととする。

（5）種苗法の出願料及び登録料の軽減手続（第5条及び第6条関係）

法第12条第1項及び第2項に基づき、出願料及び登録料の軽減の際の申請手続等について定めるとともに、出願料及び登録料の4分の3を軽減する旨定めることとする。